

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名 文部科学省
スポーツ庁
文化庁

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.0%
全ての職員	67.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表に基づき一律に決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	116.5%
本省課室長相当職	99.2%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	95.1%
係長相当職	91.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	123.8%
31～35年	96.5%
26～30年	89.0%
21～25年	95.1%
16～20年	83.9%
11～15年	84.4%
6～10年	90.7%
1～5年	90.0%

【説明欄】

試験採用者全体に占める女性職員の率が近年高まっていること(令和5年度実績46.0%)等から、女性職員のうち勤続年数が短く給与水準の低い職員が占める割合が相対的に高いこと、また扶養手当や単身赴任手当について、受給者に占める男性職員の割合が女性職員の割合よりも高いことから、「任期の定めのない常勤職員」について給与の男女間の差異が生じているものと推測される。一方、役職段階別、勤続年数別に比較を行うと男女間の差異は比較的小さくなっている。

※ 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当: 一般職給与法の指定職俸給表が適用された職員

本省課室長相当職: 同法の行政職俸給表(-)7級から10級相当職の職員

地方機関課長・本省課長補佐相当職: 同俸給表5級及び6級相当職の職員

係長相当職: 同俸給表3級及び4級相当職の職員

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出。